

## 阿賀野市営バス事業広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿賀野市広告掲載取扱要綱（平成20年阿賀野市告示第167号、以下「要綱」という。）に基づき、阿賀野市営バス運行事業についての広告掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 掲載する広告の規格は、市営バスの車両等に応じて別表に定める阿賀野市営バス広告掲載規格に適合するものとする。

(広告掲載の期間)

第3条 広告の掲載期間は1月を単位とし、最大で1年間とする。ただし、広告掲載の開始日及び終了日は、協議の上、市営バスの運行管理状況等を勘案し、定めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、阿賀野市ホームページ又は広報紙等刊行物への掲示をもって行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載を希望する月の前月1日までに次の各号に定める書類を添えて阿賀野市営バス広告掲載申込書（第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 広告図案（第1号様式に収まらない場合）

(2) 事業内容を記載した書類

(3) 商業の登記事項証明書（法人格を有する団体）

(4) 事業所等を有する市町村での市町村民税の納税証明書（阿賀野市外に事業所を有する者）

(掲載の優先順位)

第6条 広告掲載の優先順位は、次の各号のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(2) 公共的性格を有する企業及びそれに類するものに係る広告

(3) 前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) 前各号に掲げるもののほか、市が掲載する広告として適当であると認めるもの

2 前項において同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、抽選により決定する。

(広告掲載の決定等)

第7条 第5条の広告掲載申込書の提出を受け、その可否を決定した場合は、阿賀野市営バス広告掲載決定・却下通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(広告掲載の方法)

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「掲載者」という。)は、次の各号に従い広告を掲載するものとする。

(1) 車内広告、又は停留所広告においては、指定する日までに当該広告を主管課に提出するものとする。

(2) 車外広告においては、市営バスの運行業務に支障が生じないように市と事前協議の上、日程、工程を決定し施行するものとする。

(広告掲載料金)

第9条 広告掲載料金は、別表に定める阿賀野市営バス広告掲載規格のとおりとし、掲載者は第7条の規定による広告掲載決定後10日以内または広告掲載開始日のいずれか早い方迄に指定の納入通知書により一括前納するものとする。

2 既納の広告掲載料金は還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告の掲載を中止した場合は、中止した月以降の納付済額を月割計算にて還付する。

(掲載者の責任)

第10条 掲載者は、市営バス及び停留所に掲載された当該広告についての一切の責任を負うものとする。

2 掲載者は、広告の内容等によって第三者の権利の侵害、及び第三者に不利益を与える行為を行わないよう、これを適正に管理しなければならない。

3 掲載者は、第三者から広告に関連して被害を被った旨の請求がなされた場合は、掲載者の責任及び負担において早急に解決するものとする。

(広告内容の変更等)

第11条 広告の内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると阿賀野市広告掲載審査委員会(要綱第7条、以下「審査会」という。)が判断したときは、掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。また掲載者は正当な理由がある場合以外はこれに応じなければならない。

(広告掲載の取消)

第12条 次の各号に該当する場合は、掲載者への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載を取消し、当該広告を撤去することができる。

- (1) 掲載者が、指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合。
- (2) 掲載者が、指定する期日までに広告を提出、または広告掲載を施行しなかった場合。
- (3) 掲載者が、前条の規定による広告内容の変更を行わない場合。
- (4) 掲載者、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できない場合。
- (5) その他、当該広告を掲載することが不適切と審査会が認めた場合。

2 前項に規定する取消を受けた際の撤去に係る費用等については全て掲載者の負担とする。

(費用負担等)

第12条 広告の作成、掲載および撤去作業等については、掲載者の責任において行い、その費用は掲載者が負担するものとする。

2 広告の掲載又は撤去により、市営バスの車体、停留所、塗装及び構造等を毀損し、又は破損したときは、掲載者が経費を負担して現状回復する

3 天災、その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が現状に復するものとする。

(広告掲載の基準)

第13条 次の各号に定める内容の広告は、掲載しない。

- (1) 阿賀野市広告掲載基準（平成20年阿賀野市告示第168号）に適合しないもの
- (2) 路線名、行き先及び車号等の識別性を低下させると認められるもの
- (3) 交通情報等と類似するもの又はこれらの効果を妨げると認められるもの

1 尾灯や方向指示器、信号機又は道路標識等と類似したもの

2 緊急車両と類似したもの

3 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用したもの

- (4) 運転者の注意を著しく阻害すると認められるもの。

1 4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

2 文字表記が多く、過度に読ませるもの

- 3 絵柄や文字が多く、過密又は過小等により視認性が悪いもの
- 4 デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの
- (5) 市営バスに掲載することが適当でないと市が認めるもの。  
(業種ごとの基準)

第14条 業種ごとの掲載内容の基準等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 人材募集広告
  - 1 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。
  - 2 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
- (2) 語学教室等  
安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。  
例：一か月で確実にマスターできる等
- (3) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）  
合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
- (4) 外国大学の日本校  
下記の主旨を明確に表示すること。  
「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
- (5) 資格講座
  - 1 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
「この資格は国家資格ではありません。」
  - 2 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。  
「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」
  - 3 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
  - 4 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (6) 病院、診療所、助産所
  - 1 医療法等の規定により広告できる事項以外は広告できない。
  - 2 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

- 3 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。
- 4 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- 1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- 2 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

薬事法の規定又は医薬品等適正広告基準により広告できる事項以外は広告できない。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品

薬事法、食品法の規定又は医薬品等適正広告基準により広告できる事項以外は広告できない。

(10) 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等

- 1 サービス全般（老人保健施設を除く）
  - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
  - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
  - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

例：阿賀野市事業受託事業者等

2 有料老人ホーム

1に規定するもののほか、

- ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
- イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
- ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

3 有料老人ホーム等の紹介業

- ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 不動産事業

- 1 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- 2 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- 3 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- 4 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

(12) 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

- 1 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- 2 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(14) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(15) 雑誌・週刊誌等

- 1 適正な品位を保った広告であること。
- 2 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- 3 性犯罪を誘発・助長するような表現(文言、写真)がないものであること。
- 4 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- 5 タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- 6 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- 7 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- 8 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(16) 映画・興業等

- 1 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。

- 2 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- 3 いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- 4 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
- 5 過激なデザインは使用しない。
- 6 その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
- 7 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(17) 占い・運勢判断

- 1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 2 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
- 3 料金や販売について明示する。

(18) 結婚相談所・交際紹介業

- 1 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。
- 2 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(19) 調査会社・探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- 1 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- 2 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

(21) 募金等

- 1 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- 2 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

(22) 質屋・チケット等再販売業

- 1 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券東京～福岡 15,000 円等

- 2 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

- 1 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
- 2 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。  
また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(24) ダイヤルサービス

「ダイヤルQ2」のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

(25) 規制業種の企業による規制業種以外の広告

阿賀野市広告掲載要領第3条が掲げる規制業種に該当する企業による規制業種以外の広告は、本要領に定められた規制範囲内でその掲載を認める。

(26) その他、表示について注意を要すること

1 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

2 比較広告（根拠となる資料が必要）

3 主張する内容が客観的に実証されていること。

4 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

5 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

6 肖像権・著作権

無断使用がないか、確認する。

7 宝石の販売

虚偽の表現に注意

例：「メーカー希望価格の50%引き」等（宝石には通常、メーカー希望価格はない）

8 個人輸入代行業等の個人営業広告

9 アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は20歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等

別表（第2条関係）

阿賀野市営バス広告掲載規格

	車 両		規 格	単 位	掲 載 料(月)
車 外 広 告	分田線	路線バス仕様	側面：1100 mm×300 mm(4面)	1月	1,000円(1面)
			後面：1000 mm×450 mm	1月	2,000円
	千唐仁線	小型路線バス	後面：500 mm×300 mm	1月	2,000円
	駒林線	マイクロバス	側面：1100 mm×300 mm(2面) 後面：500 mm×300 mm	1月	1,000円(1面)
	江端線	マイクロバス		1月	2,000円
	寺社線	マイクロバス			
	折居大日線	マイクロバス	側面：1100 mm×200 mm(2面) 後面：500 mm×200 mm	1月 1月	1,000円(1面) 2,000円

※車外広告は、カットニングマグネットシートを使用する。

※車体の形状にあわせ、規格を調整することがある。

	車 両		規 格	単 位	掲 載 料(月)
車 内 広 告	分田線	路線バス仕様	窓上：B3判(左右18か所)	1月	500円(1か所)
	千唐仁線	小型路線バス	窓上：A5判 (左5か所・右5か所)	1月	300円(1か所)
	駒林線	マイクロバス	窓上：A4判(左7か所)	1月	300円(1か所)
	折居大日線	マイクロバス			
	江端線	マイクロバス			
	寺社線	マイクロバス			

※車内の形状にあわせ、規格を調整することがある。

第 1 号様式（第 5 条関係）

阿賀野市営バス広告掲載申込書

年 月 日

阿賀野市長

郵便番号

住 所

氏 名

⑩

電話番号

阿賀野市営バス事業広告掲載要領第 5 条の規定により、次のとおり申込みます。

広告媒体	車外広告	車 両	
		規 格	
	車内広告	車 両	
		規 格	
掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで（ 月間）		
広告図案 （内容）	<p style="text-align: center;">※上記で収まらない場合は、別添で任意様式を提出する。</p>		
<p>申込みに当たり、阿賀野市営バス広告掲載取扱要領に定める事項を承諾し遵守します。 また、この申込みの審査に、市税等の納付状況を確認されることに同意します。</p>			

第 2 号様式（第 7 条関係）

阿賀野市営バス広告掲載（決定・却下）通知書

氏 名 様

阿賀野市長

年 月 日付で申込のあった阿賀野市営バス広告掲載に係る申込について、次のとおり掲載（決定・却下）したので、阿賀野市営バス事業広告掲載要領第 7 条の規定に基づき、通知します。

広告媒体	車外広告	車 両	
		規 格	
	車内広告	車 両	
		規 格	
掲載期間	年 月 から 年 月 まで（ 月間）		
却下理由			